

産業廃棄物処分業許可証

複写

住 所 秋田県男鹿市船越字内子294番地

氏 名 男鹿清掃興業株式会社

代表取締役 靱山 祐也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許 可 の 年 月 日 令和6年9月11日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和11年9月2日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

溶融施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）

以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 男鹿市船越字内子294番地1364

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年9月3日 新規許可

平成16年9月3日 更新許可

平成21年9月3日 更新許可

平成26年9月3日 更新許可

令和元年9月3日 更新許可

令和6年9月11日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記 1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
溶融施設 (廃プラスチック類) (平成22年11月9日 設置) (許可番号 許可対象外)	0.4 t / 日	1	男鹿市船越字内子294番地1364